



平成 29 年 7 月 19 日

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 昇 三
(コード番号 6 4 5 8 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 青 田 徳 治
管理本部長
T E L (06) 6367-1811
(03) 5640-4159

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 8 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,741 円
(4) 処分総額	28,204,200 円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（当社が報酬を支払う取締役に限り、監査等委員である取締役を除く）6 名 9,000 株 取締役を兼務しない当社の執行役員 8 名 7,200 株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、当社の取締役（当社が報酬を支払う取締役に限り、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本役員報酬制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。そして、平成 29 年 6 月 28 日開催の第 68 回定時株主総会において、本役員報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額 90 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 1 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本役員報酬制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本役員報酬制度の概要等】

本役員報酬制度は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本役員報酬制度においては、対象取締役は、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために当社から支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資の方法により払込み、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 30,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第 1 部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲において、取締役会において決定されます。

ただし、本役員報酬制度は、原則として 3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して 3 事業年度の初年度に支給する予定です。よって実質的には 1 事業年度当たりの金銭報酬債権の総額は 30 百万円以内、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は 10,000 株以内と評価できると考えます。

また、本役員報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、本役員報酬制度と概ね同様の譲渡制限付株式報酬制度（本役員報酬制度と総称して、以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

そのため、本自己株式処分は、本制度の一環として、対象取締役及び当社の執行役員（対象取締役及び当社の執行役員を総称して、以下「対象取締役等」といいます。）を対象に実施されるものです。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的とし、譲渡制限付株式取得の出資財産として支給する金銭債権の合計は 28,204,200 円（以下「本金銭債権」といいます。このうち、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の合計は 15,669,000 円です。）、当社が処分する普通株式の数は 16,200 株（このうち、対象取締役に対する本割当株式の数は 9,000 株です。）とすることにいたしました。また、本制度は、当社の企業価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えること等を目的としており、譲渡制限期間を 3 年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 14 名が当社に対する金銭債権の全部を出資財産として現物出資の方法により払込み、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が対象取締役との間において締結する予定の本割当契約の概要は、以下のとおりです。なお、当社は、本自己株式処分の割当予定先である当社の執行役員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

- (1) 譲渡制限期間 平成 29 年 8 月 8 日～平成 32 年 8 月 7 日
- (2) 譲渡制限の解除条件
対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の対象取締役の地位にあること。ただし、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い、下記(3)に記載のとおり。
- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い
 - ① 譲渡制限の解除時期
 - (i) 対象取締役の死亡による退任の場合
対象取締役の死亡後、速やかに当社の取締役会が別途決定した時点
 - (ii) 対象取締役の死亡以外による退任の場合
当該退任又は退職直後の時点
 - ② 譲渡制限の解除対象となる株式数
対象取締役が退任した時点において保有する本割当株式の数に、当該対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間(譲渡制限期間の開始月から当該退任した日を含む月までの月数)を譲渡制限期間に係る月数(36)で除した数を乗じた株式数(単元未満株は切り捨て)
- (4) 当社による本割当株式の無償取得
上記(2)及び(3)等の事由により、譲渡制限が解除されなかった本割当株式について、当社は、当該解除時点後、当該株式を当然に無償で取得する。
- (5) 本割当株式の管理
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しており、また、当社は対象取締役等に対し、当該譲渡制限等の内容につき別途同意を取得している。
- (6) 組織再編等における取扱い
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時期において対象取締役が保有する本割当株式数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数(36)で除した数を乗じた数(単元未満株は切り捨て)の株式について、当該組織再編等に関する効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づく自己株式処分としておこなわれるものです。そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため「日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前日(平成 29 年 7 月 18 日)の株式会社東京証券取引所市における当社株式の終値である 1,741 円としております。

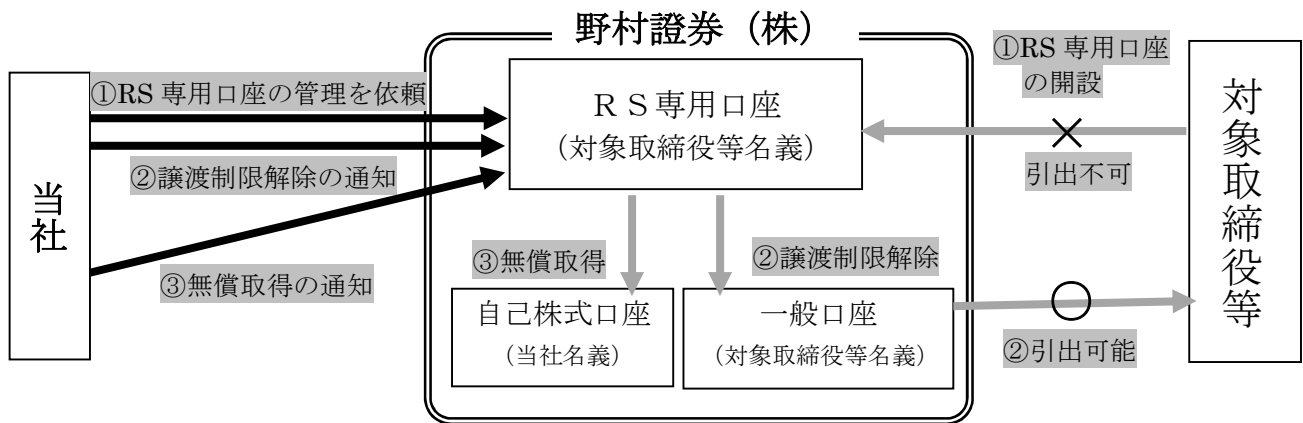
取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、株式市場

における当社の適正な企業価値を表すものであり、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成29年6月19日から平成29年7月18日まで）の終値の平均値である1,801円（円未満切捨て）に96.67%（乖離率▲3.33%）を乗じた額であり、同直前3か月間（平成29年4月19日から平成29年7月18日まで）の終値の平均値である1,780円（円未満切捨て）に97.81%（乖離率2.19%）を乗じた額であり、同直前6か月間（平成29年1月19日から平成29年7月18日まで）の終値の平均値である1,643円（円未満切捨て）に105.96%（乖離率5.96%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上